

○阿見町ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則

平成24年12月26日規則第46号

改正

平成28年3月31日規則第32号

令和元年5月14日規則第38号

阿見町ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、阿見町ペット霊園の設置の許可等に関する条例（平成24年阿見町条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(町長との協議)

第2条 条例第5条第1項の規定による町長との協議は、阿見町ペット霊園設置許可事前協議書（様式第1号）により行うものとする。

2 条例第5条第2項に規定する規則で定める日は、条例第10条の申請書の提出予定日（以下「申請予定日」という。）の120日前の日とする。

3 条例第5条第2項第7号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ペット霊園の敷地の地目
- (2) ペット霊園の敷地の現在の所有者の氏名、住所及び連絡先
- (3) ペット霊園の施設の管理予定者の氏名、住所及び連絡先
- (4) 条例第6条第1項に規定する標識（以下「標識」という。）の設置予定日
- (5) 条例第7条第1項に規定による説明会（以下「説明会」という。）の実施予定日
- (6) 申請予定日
- (7) ペット霊園の設置に係る工事の着手予定日及び完了予定日
- (8) ペット霊園の設置に係る工事の施工業者の名称、所在地及び連絡先

4 条例第5条第3項第4号の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ペット霊園の設置の必要性及び設置場所の選定理由を具体的に示す書類
- (2) ペット霊園の敷地の境界線から110メートル以内の区域の状況を明らかにした2,500分の1以上の縮尺の見取図

(標識の設置等)

第3条 標識は、阿見町ペット霊園の設置計画に係る標識（様式第2号）によるものとする。

2 条例第6条第1項の規定により、ペット霊園を設置しようとする者は、ペット霊園の敷地から道路に接する部分（当該敷地が2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分）の地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなる位置に標識を設置するものとする。この場合において、ペット霊園を設置しようとする者は、標識の記載事項がその設置期間中不鮮明とならないように、これを維持管理しなければならない。

- 3 条例第6条第1項の規則で定める日は、申請予定日の90日前の日とする。
 - 4 条例第6条第2項の規定による報告は、標識を設置した日から7日以内に、次に定める書類を添付して、阿見町ペット霊園の設置計画に係る標識設置報告書（様式第3号）により町長に提出するものとする。
 - (1) 標識を設置した場所が明示された図面
 - (2) 標識の設置状況及び記載内容を写した写真
 - 5 標識の設置期間は、条例第7条第1項の近隣住民等に対する説明会の開催予定日の30日前から工事が完了した日までとする。
 - 6 ペット霊園を設置しようとする者は、ペット霊園に係る計画を変更したときは、速やかに、標識の当該記載事項を訂正し、かつ、当該訂正した旨を町長に届け出なければならない。

（説明会の開催等）
- 第4条 条例第6条第1項の規定により、ペット霊園を設置しようとする者は、関係地域内で説明会を実施するものとする。ただし、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないとき又は関係地域外の場所において説明会を開催することがやむを得ないと認められるときは、当該関係地域外の場所において開催することができる。
- 2 条例第7条第1項の規則で定める日は、申請予定日の60日前の日とする。
 - 3 前項の説明会で説明すべき計画の内容は、次に定める事項とする。
 - (1) ペット霊園の所在地の選定理由に関すること。
 - (2) ペット霊園を設置しようとする者に関すること。
 - (3) ペット霊園の敷地の所在地、形態、規模及び土地利用計画に関すること。
 - (4) ペット霊園の施設及び設備の内容並びにこれらの設計者に関すること。
 - (5) ペット霊園の設置に係る工事に関する工期、工法及び作業方法並びに施工者に関すること。
 - (6) 周辺的生活環境に及ぼす影響及びその対策に関すること。
 - (7) 条例第8条第1項に規定する意見の申出の期間及び方法に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほかペット霊園の計画に関すること。
 - 4 条例第7条第2項の規定による説明会の結果の報告は、説明会の開催日から14日以内に、次に掲げる書類を添付して、阿見町ペット霊園の設置に係る地域住民等説明会実施結果報告書（様式第4号）を町長に提出することにより行うものとする。
 - (1) 説明会において使用した資料
 - (2) 説明会に係る議事録
 - (3) 説明会に係る参加者の名簿
 - 5 ペット霊園を設置しようとする者は、第3項各号に掲げる計画の内容を変更したときは、当該計画の内容を変更した日から10日以内に変更内容に係る説明会を開催しなければならない。この場合において、前項の規定は、変更内容に係る説明会について準用す

る。

(地域住民等との協議等)

第5条 条例第8条第1項の規定による意見の申出は、阿見町ペット霊園の設置に係る意見申出書(様式第5号)により行うものとする。この場合において、当該意見の申出は、口頭によることができるものとする。

2 条例第8条第1項の規則で定める日は、説明会の開催日の30日後の日とする。

3 ペット霊園の設置等をしようとする者は、地域住民等から前項の申出があったときは、当該申出のあった日から10日以内に協議を開始しなければならない。

4 条例第8条第2項の規定による競技の結果の報告は、協議が終了した日から14日以内に、次に掲げる書類を添付して、阿見町ペット霊園の設置に係る協議結果報告書(様式第6号)を町長に提出することにより行うものとする。

(1) 協議において使用した資料

(2) 協議に係る議事録

(3) 協議に係る参加者の名簿

(申請書の提出等)

第6条 条例第10条第1項に規定する申請は、阿見町ペット霊園設置許可申請書(様式第7号)により行うものとする。

2 条例第10条第1項第2号の規則で定める事項は、第2条第3項各号(第4号、第5号及び第6号を除く。)に規定する事項とする。

3 条例第10条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第5条第3項各号に定める書類

(2) 前号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類及び図面

(許可及び不許可の通知)

第7条 条例第10条第3項の規定による可否の決定に係る通知は、阿見町ペット霊園設置許可(不許可)決定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(関係法令)

第8条 条例第11条第1項第5号に規定する関係法令は、建築基準法(昭和25年法律第201号)、道路法(昭和27年法律第180号)、農地法(昭和27年法律第229号)、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)、茨城県生活環境の保全等に関する条例(平成17年茨城県条例第9号)、阿見町土採取事業の規制に関する条例(平成22年阿見町条例第1号)、阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例(平成17年阿見町条例第26号)その他ペット霊園の設置及び運営に伴い適用を受けるものをいう。

(完了届出等)

第9条 条例第12条第1項の規定による工事の完了の届出（条例第13条第4項の規定により準用する場合を含む。）は、阿見町ペット霊園設置工事完了届（様式第9号）を提出することにより行うものとする。

2 条例第12条第2項に規定する工事完了検査済証（条例第13条第4項の規定により準用する場合を含む。）は、阿見町ペット霊園設置工事完了検査済証（様式第10号）とする。
（変更の許可等）

第10条 条例第13条第2項の規定による変更の申請は、阿見町ペット霊園許可事項変更申請書（様式第11号）により行うものとする。

2 条例第13条第4項で準用する条例第10条第3項の規定による可否の決定に係る通知は、阿見町ペット霊園変更許可（不許可）決定通知書（様式第12号）により行うものとする。

3 条例第13条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 変更の必要性及び設置場所の選定理由を具体的に示す書類
- (2) 変更後の敷地の境界線から110メートル以内の区域の状況を明らかにした2,500分の1以上の縮尺の見取図

4 条例第13条第2項第6号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 変更に係る敷地の地目
- (2) 変更に係る敷地の現在の所有者の氏名、住所及び連絡先
- (3) 変更に係る施設の管理予定者の氏名、住所及び連絡先
- (4) 標識の設置予定日
- (5) 説明会の実施予定日
- (6) 変更申請の予定日
- (7) 変更に係る工事の着手予定日及び完了予定日
- (8) 変更に係る工事の施工業者の名称、所在地及び連絡先
（維持管理等）

第11条 設置者は、条例第14条第1項の規定により維持管理を適正に行うため、管理者を置かなければならない。

2 前項の管理者を置いたとき、又は管理者を変更したときは、阿見町ペット霊園管理者選定・変更届出書（様式第13号）により町長に届け出るものとする。

3 設置者は、施設の図面、火葬及び焼骨収蔵の実績を記した書類その他のペット霊園の設置及び運営に係る記録を適正に保管しなければならない。

（焼却の方法）

第12条 条例第14条第2項第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
- (2) 煙突の先端から火炎又は日本産業規格D8004に定める汚染度が25パーセントを超える黒煙が排出されないように焼却すること。
- (3) 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

(地位の承継)

第13条 条例第15条第2項の規定による届出は、阿見町ペット霊園許可者地位承継届(様式第14号)により行うものとする。

(中止及び廃止の届出)

第14条 条例第16条の規定による届出は、阿見町ペット霊園設置工事中止・廃止届(様式第15号)により行うものとする。

(立入検査に係る証明書)

第15条 条例第17条第3項の証明書は、身分証明書(様式第16号)によるものとする。

(改善勧告)

第16条 条例第18条第1項の規定による勧告は、阿見町ペット霊園改善勧告書(様式第17号)により行うものとする。

(改善命令)

第17条 第19条第1項の規定による命令は、阿見町ペット霊園改善命令書(様式第18号)により行うものとする。

(許可の取消し)

第18条 条例第20条の規定による許可の取消しは、阿見町ペット霊園設置許可取消決定通知書(様式第19号)により行うものとする。

(使用禁止命令)

第19条 条例第21条の規定による使用禁止の命令は、阿見町ペット霊園使用禁止命令書(様式第20号)により行うものとする。

(公表)

第20条 条例第22条の規定による公表は、阿見町公告式条例(昭和31年阿見町条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行う。

2 町長は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、町の広報紙等への掲載その他適当と認められる方法により公表するものとする。

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第32号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年5月14日規則第38号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。